

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：放送法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称：資料の提出に関する制度の整備
規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省 情報流通行政局 放送政策課
評価実施時期：令和3年7月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会

	<p>に対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

放送法は、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対して外資規制（国籍規制・役員規制・出資規制）を設けている。総務大臣は、これらの者が当該規制に適合しないこととなったときは、その認定を取り消さなければならない。しかしながら、現行制度では、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社の外資比率・役員の国籍を必要に応じて、把握・検証するための総務大臣の権限が定められておらず、総務大臣は、現行制度のみでは、当該規制への適合状況を十分に把握することができないことから、認定の取消しの実効性が確保されていない状況にある。
以上のような現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

上記②のとおり。

【課題解決手段の検討】

総務大臣は、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社の外資規制への適合状況を十分に把握し、これらの者が当該規制に適合しないこととなったときには、その認定を取り消すことにより、当該規制の実効性を確保する必要がある、そのためには、これらの者に対し、当該規制への適合状況について、資料の提出を求める法的根拠を設けることが適当であると考えられる。

【規制の内容】

総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項として次に掲げる事項を定めることとする。（※）

- ① 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、及び外国の法人又は団体（認定基幹放送事業者の場合のみ）がその特定役員（注1）でないことの確認に関する事項

② 外国法人等（注2）がその議決権に占める割合に関する事項

（注1） 法人又は団体の業務の執行に対し同程度の影響力を有する者として総務省令で定める者

（注2） 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社の場合は外国法人等の出資を受ける日本法人を含む。

※ 上記のほか、基幹放送事業者・認定放送持株会社の認定・免許の申請に当たって提出する申請書・添付書類について、外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証可能な様式になっていないことから、省令を改正し、申請書・添付書類の様式を変更することを予定している。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用について】

総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、外資規制に適合しているか確認するために必要に応じて資料の提出を求めた場合には、これらの者に当該資料の提出に係る負担が生じることとなる。一方、これらの者については、現行制度上、外資規制に適合していることが認定の要件とされ、不適合となった場合には、認定取消しとなることが定められており、当該規制への適合状況を確認していることから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出資料への記入等の限定的なものであると考えられる。当該資料の作成・提出に係る費用は、一律に示すことは困難であるが、仮に、総務大臣からの求めが年2回あり、資料の確認作業や提出作業に20時間、担当者3人を要するものとする、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社1社あたりの平均的な費用は以下ようになる。

2,517円（担当者の時給（※））×20時間（作業に要する時間）×3人（実際に作業を行うと考えられる人数）×2回（年間回数）＝302,040円

※ 4,364,000円（令和元年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（年間））÷1,734時間（令和元年度労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数（事業者規模30人以上））＝2,517円

仮に、総務大臣が認定基幹放送事業者41社及び認定放送持株会社10社（計51社）に対して、年に2回資料の提出を求めた場合、全体に係る遵守費用は以下ようになる。

302,040円（1社あたりの平均的な費用）×51社（認定基幹放送事業者及び認定基幹放送事業者の数）＝15,404,040円

【行政費用について】

総務大臣は、現行制度においても、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社が外資規制に適合しないこととなったときは、その認定を取り消さなければならないのであり、本改正は、これらの者に対し、当該規制への適合状況について、資料の提出を求めることができることとすることにより、その取消しの判断材料を補うものに過ぎないが、資料の提出を求める頻度等の制度の運用次第では、担当部署の設置を含め、追加費用が発生することも想定される。費用は一律に示すことは困難であるが、仮に、年2回、認定基幹放送事業者41社及び認定放送持株会社10社（計51社）について、提出された資料に基づき外資規制への適合状況を確認するための作業に1社あたり38.75時間（＝7.75時間×5日）、担当者5人を要するものとする、平均的な行政費用は以下ようになる。

3,375円（担当者の時給（※））×38.75時間（1社あたりの作業に要する時間）×5人（担当者の人数）×51社（認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社の数）×2回（年間回数）＝66,698,437.5円

※ 6,800,000円（令和元年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院））÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）≒3,375円

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

該当なし。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社の関係者に対し、本規制に係る実務負担の議論を実施した。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正について施行後 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

総務大臣が資料の提出を求めた実績及び認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社からの制度の見直しの要望の有無等を確認することとする。その機会等を通じて要望等があった場合は、外資規制への適合状況を確認するための作業に要した人数や時間等をヒアリングし、予見するこ

とのできなかった費用の発生又は間接的な影響の有無を把握する。